盛岡市立本宮小学校校舎安全対策（受水槽等）修繕設計図

図面リスト

機械設備		
図面番号	図面名	縮尺
M-01	機械設備　改修特記仕様書１	ーー
M-02	機械設備　改修特記仕様書２	ーー
M-03	改修　配置図・案内図・器具表	S=1:400
M-04	改修　１階平面図	S=1:150
M-07	受水槽廻り配管図	S=1:30
M-08	受水槽詳細図	S=1:30
M-09	撤去　配置図・案内図・器具表	S=1:400
E-03	受水槽構内配電線路図　配置図・見取図	S=1:50 1:500

修　繕　名			検　図	製　図	特　記	図面内容	縮　尺	年月日	番　号
盛岡市立本宮小学校校舎安全対策（受水槽等）修繕	（有）大久保建築設計事務所 盛岡市西仙北１丁目19番14号　ＴＥＬ　019－635－7801　ＦＡＸ　019－635－7830	岩手県知事登録　第　496号 一級建築士登録　第77108号 大　久　保　貞　輔				図面リスト	ーー	R5年02月	／　枚の内

機　械　設　備　改　修　特　記　仕　様　書

Ⅰ．修繕概要

1．修繕名称　盛岡市立本宮小学校校舎安全対策（受水槽等）修繕

2．修繕場所　盛岡市本宮二丁目25番1外

3．建物概要

建物名称	構造	階数	延床面積(m2)	建築面積(m2)	建築基準法施行令による用途区分	消防法施行令別表第一による用途区分	備考
本宮小学校	RC	3階					

4．工事種目（⊙印のついたものを適用する。）

工事種目 ＼ 建設別及び屋外	工事種別 屋内							屋外
・空気調和設備								
・冷房設備								
・暖房設備								
・油送設備								
・換気設備								
・自動制御設備								
・衛生器具設備								
・給水設備	○							○
・排水設備								
・給湯設備								
・消火設備								
・厨房機器設備								
・ガス設備								
・し尿浄化槽設備								
・昇降機設備								

5．設備概要　（ ⊙ 印のついたものは、主要方式を示す）

方式	設備概要
空気調和方式等	・空気調和：・全空気方式　・ファンコイルユニット･ダクト併用方式　・パッケージ方式 ・温風暖房：・温風暖房機　・ ・全空気方式　・ファンコンベクター・ダクト併用方式 ・将来冷房考慮（・ダクト　・配管　・機器）　・考慮外 ・直接暖房　・蒸気暖房　・温水暖房　・床暖房
自動制御方式	・電気式　・電子式　・デジタル式　・空気式　・中央監視制御
給水方式	・水道直結方式　・高置タンク方式　・タンクレスブースター方式 ・受水槽方式　・井戸(ポンプ加圧)
排水方式	建物内の汚水及び雑排水（・分流式　・合流式 ） 建物外の汚水及び雑排水（・分流式　・合流式 ） 放流先　汚水　（・下水道直放流　・し尿浄化槽　・便槽 ） 雑排水　（・下水道直放流　・し尿浄化槽　・側溝　・浸透桝）
給湯方式	・局所式　・中央式
消火設備方式	⊙ 屋内消火栓　（・湿式　⊙ 乾式）　・連結送水管　・泡消化 ・スプリンクラー　（・湿式　・乾式）　・連結散水　・粉末消化 ・二酸化炭素　・屋外消火栓
ガス設備方式	・都市ガス　種別（　）　kJ／m3（N）（供給圧力　Pa）　・液化石油ガス

Ⅱ．特記仕様書

1．一般事項
（1）特記仕様書及び図面に記載されていない事項は，すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」、「公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（最新版）」及び同部設備・環境課監修「公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（最新版）」による。
（2）電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2．特記事項
（1）項目は番号に⊙印の付いたものを適用する。
（2）特記事項は、⊙印の付いたものを適用する。
（3）次項、工事と記載部分は必要に応じ、修繕と読み替える。

章	項目	特記事項
一般共通事項	①適用基準等	本工事は設計図、設計内訳書及び特記仕様書により施工するものとし、特記無き事項は「盛岡市建築工事等基準仕様書」による。 また、盛岡市上下水道局の「盛岡市給水装置工事施工要領」及び「排水設備の設計基準」を適用する。
	②機材等	本工事に使用する機材等は、銘柄は特に指定しないが全て国土交通省指定のものから選定し、監督員の承諾を受けるものとする。
	③機材の品質及び品質証明	本工事着手前に主要機材メーカーリスト及び機器製作図を提出し、監督員の承諾を受ける。 また、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業」（(社)公共建築協会）によって所要の品質・性能を有することの評価を受けた材料・機材等を使用する場合は、評価書の写しを監督員に提出するものとする。
	④施工計画書及び施工図等	工事の着手に先立ち、工事の総合的な計画をまとめた総合施工計画書を作成し、監督員に提出する。 工事の施工に先立ち、工種別施工要領書および施工図等を作成し、監督員の承諾を受ける。
	⑤主任技術者等の資格	本工事の主任技術者等の資格に、下記の者を適用させる。 ・資格の区分　建設業法第７条第二号の資格を有する者
	6．電気保安技術者	・適用する　・適用しない
	⑦技能士の適用	本工事に下記の当該職種別技能士を適用させる。（資格証の写しを提出する） ⊙ 配管（配管工事）　・建築板金（ダクト製作及び取付け）　⊙ 熱絶縁施工（保温工事） ・冷凍空気調和機器施工（チリングユニット、パッケージ形空気調和機の据付及び調整）
	⑧機材等の検査及び試験	公共建築工事共通仕様書による。（第１編　1．4．5，　1．4．6）
	⑨監督員事務所	・設けない　・設ける（　号・・・建築工事仕様書）
	⑩工事用電力,水,その他	本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用はすべて引渡しまで受注者の負担とする。
	11．工事用仮設物	構内に作ることが　・できる　・できない
	⑫総合試運転調整等	・本工事において下記の項目の総合調整を行い、報告書を提出する。　・別途 総合試運転調整等の項目 ・風量調整　⊙ 水量調整　・室内外空気の温湿度測定 ・室内気流及びじんあいの測定　・騒音の測定　⊙ 初期運転状態の記録 ⊙ 末端水栓の残留塩素濃度の測定　・し尿浄化槽放流水質の測定 ・機器の絶縁抵抗の測定　⊙ 水圧調整 測定箇所は、監督員の指示による。
	⑬容量等の表示	(1)機器類の能力、容量等は指示された数値以上とする。 (2)電動機出力、燃料消費量及び圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
	⑭耐震措置	機器、配管、ダクト等は耐震を考慮し堅固に据え付け、取付け又は支持を行う。 耐震措置の計算及び施工方法は、次に揚げる事項以外すべて建築設備耐震設計施工指針（国土交通省国土技術政策総合研究所 独立行政法人 建築研究所監修最新版）による。

設置場所	設計用標準水平震度（Ｋａ） 特定の施設 重要機器	特定の施設 一般機器	一般の施設 重要機器	一般の施設 一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2.0（2.0）	1.5（2.0）	1.5（2.0）	1.0（1.5）
中層階	1.5（1.5）	1.0（1.5）	1.0（1.5）	0.6（1.0）
一階及び地下層	1.0（1.0）	0.6（1.0）	0.6（1.0）	0.4（0.6）

注①　設置場所の区分は共通仕様書による。　注②（　）内の数値は防震支持の機器の場合に適用する。

（1）本工事の施設は（・一般の施設　⊙ 特定の施設）とする。
（2）地域係数は1.0とする。
（3）100kg以下の軽量な機器（共通仕様書の適用を受けるものは除く）においても耐震を考慮し、据付又は取付を行うものとするが、前記指針の方法によらなくてもよい。
（4）重要機器類（高置タンク、受水タンクは機器表による。）

項目	特記事項
⑮弁等のサイズ	特記されていない弁等のサイズは、機器付属品を除き接続配管のサイズと同じとする。
⑯電線類	本工事では環境配慮の観点から、原則としてＥＭケーブルを使用するものとする。なお、電気設備工事編標準仕様書第６編　通信・情報設備工事　第１章　機材　第１節　電線類等　1.1.1　電線類等　表1.1.1電線類に次の種類を追加する。 （ＥＭ－ＣＭＭＳ、ＥＭ－ＶＴＰ、ＥＭ－ＭＥＥＳ、ＥＭ－ＥＢＴ）
17．溶接部の非破壊検査	公共建築工事標準仕様書第２編（機械設備工事編）に基づき行うものとするが、対象等は次のとおりとする。 対象配管系統　・冷温水　・冷却水　・消火（水用）　・油　・ガス　・蒸気 検査の種類　・浸透探傷検査（ＰＴ）又は磁粉探傷検査（ＭＴ）　・放射線浸透検査（ＲＴ）
⑱はつり	既存のコンクリート部の床、壁の配管貫通部等の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。
⑲スリーブ	スリーブ及びその補強筋は本工事に含むものとする。（補強筋は既製品を使用し、構造計算書を提出する事）
⑳支持金物・固定金具	図面に特記のない場合は下記によるほか共通仕様書第２編による。ただし、各工事種目で別に指定されたものは除く。 （1）ポンプ・屋外機器のアンカーボルトのナット及び屋外の配管・ダクトに使用する支持金物はステンレス製（SUS304）とし、ポンプ・屋外機器のアンカーボルトのナットにはナットキャップ（樹脂製）を取り付ける。 （2）振動を伴う機器の支持金物のナットはダブルナットとする。 （3）冷水及び冷温水管の吊バンド等の支持部は、合成樹脂製の支持受けを使用する。
㉑埋戻し土・盛土	⊙ 根切り土の中の良質土（ただしヒューム管以外の管の周囲は山砂の類）　・山砂の類
㉒埋設標示及び埋設表示用テープ	地中埋設標及び埋設用テープは、下記により屋外埋設部分に布設する。なお、地中埋設標の設置場所は図示によるほか、屋外埋設管の分岐及び曲がり部に設置する。 ※給水管　⊙ 地中埋設標　・標示（鉄製等）　⊙ 埋設用表示テープ
㉓絶縁	異種管接合が発生する個所は絶縁を完全に行なうこと。
㉔保温	・主機械室は下記の室とし、他は各階機械室とする。 主機械室：ポンプ室 ・ダクトの保温の外装は下記による。内装は（・ロックウール　・グラスウール ）

区分	室	外装
屋内露出	倉庫・書庫	・アルミガラスクロス　・
	各階機械室	・アルミガラスクロス　・
	主機械室	・アルミガラスクロス　・
	居室・廊下など	・カラー亜鉛鉄板　・
屋内隠ぺい、ＰＳ内		・アルミガラスクロス
屋外露出、多湿箇所（　）		・ステンレス鋼板

・配管の保温の外装は下記による。内装は（・ロックウール　⊙ グラスウール　・ポリスチレンフォーム）

区分	室	外装
屋内露出	倉庫・書庫	・アルミガラスクロス　・
	各階機械室	・アルミガラスクロス　・
	主機械室	⊙ アルミガラスクロス　・
	居室・廊下など	⊙ 綿布　・
	給食室(厨房・受入室)	・ステンレス鋼板　・綿布
屋内隠ぺい、ＰＳ内		・アルミガラスクロス
屋外露出、多湿箇所（　）		⊙ ステンレス鋼板

⊙ 消火管（ﾛｼｭﾂ部）、通気管（ﾛｼｭﾂ部）も給水管に準じ防露保温する。
・保温の区分は屋内－グラスウール保温材、ピット内－ポリスチレンフォーム保温材とする。

項目	特記事項
25．塗装	下記の金属電線管は塗装を行う。 ・屋外露出　・居室
㉖防食処理	土中埋設の鋼管（ステンレス鋼管を含む。外面被覆鋼管は除く）及び金属製継手類（砲金製弁・継手を含む）には、ペトロラタム系防食テープ及びプラスチックテープによる防食処理を行う。（埋設配管は原則として、防食処理不要の管材とする。）
㉗文字	配管等の必要個所には文字書き、名札、色分け等を監督員の指示により施工する。
㉘山留め	切取り面にその箇所の土質に見合った勾配を保って掘削できる場合を除き、掘削の深さが1.5mを超える場合には、山留めを行うものとする。
㉙舗装工事	公共建築工事標準仕様書（建築工事編）２２章（舗装工事）及び同監理指針（舗装工事）による。
㉚他工事との取り合い	図面に特記なき場合は、表「工事区分表」による。
31．再使用品の清掃	再使用する機器類は現場内で可能な洗剤による水洗等の清掃を行う。
㉜火気の使用	建物内での火気の使用は原則として行わない。
33．室内空気中の化学物質の濃度測定	室内空気中のホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの濃度を測定し、監督員に報告すること。 測定はパッシブ型採取機器により行う。
34．施工調査	下記によるほか、公共建築改修工事標準仕様書第１編1．5．1及び1．5．2による。 ・施工計画調査　・事前調査 調査項目（・　・　）　調査範囲（・　・　） 調査方法（・　・　）
35．あと施工アンカー	（1）あと施工アンカー　・接着系アンカー　（接着剤は有機系とする） ・金属拡張系アンカー　（本体打込み式） （2）試験等　性能確認試験　・行わない　・行う 施工確認　・行わない　・行う
㊱既設インサート及びアンカーボルト	既設インサート及びアンカーボルトを　⊙ 使用しない　・使用する
㊲記録	1．工事日報 毎週（月～土曜日）毎に作成し、次週（火曜日）に監督員に提出する。 2．工事写真 工事写真の撮影は、営繕工事写真撮影要領（国土交通省官庁営繕部監修）を基本に記録すること。 a．工事名、略図、日付、撮影箇所、立会人及び施工業者名を記載すること。 b．リボンロット、スタッフ、テープ折尺、水平器等の定規によりスケール及び勾配等を表現すること。 c．種別、工事別及び施工過程が分かるように整理すること。
38．三相誘導電動機	省エネ法の特定機器の対象となる機器はJIS C 4034-30:2011のIES（プレミアム効率）に相当する機器を導入すること。

空気調和・冷房・暖房設備

1．設計温湿度

	外気 一般系統 温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)	屋内（調整目標値） 一般系統 温度(DB)	湿度(RH)	温度(DB)	湿度(RH)
夏期	32.7℃	57.8%	℃	%	℃	%	℃	%
冬季	－5.9℃	67.5%	℃	%	℃	%	℃	%

項目	特記事項
2．ばい煙濃度計	取付箇所は図示による。
3．煙突	・別途　・本工事（鋼板厚　mm　高さ　m以上）
4．煙道	・煙道径300mm下は鋼板厚3.2mm300mm超えるものは4.5mmする。　・図示による。 （煙道径が400mm超えるものには、掃除口に蝶番を取り付ける。）
5．ダクトの区分	低圧とする（高圧１及び高圧２の部位は図示による。）
6．長方形ダクトの工法	・アングルフランジ工法　・コーナーボルト工法（・共板　・スライド）
7．風量測定口	取付け場所は ・図示した位置　・送風機吐出ダクト又は吸込ダクト　・外気取入れダクト ・風量調整ダンパーの上流又は下流　・空調機のサプライチャンバーからの分岐ダクト
8．チャンバ	（1）内貼りを施すチャンバーの表示寸法は外法を示す。 （2）空気調和機に取付けるサプライチャンバー及びレタンチャンバーで消音内貼りしたチャンバーには、点検口を設ける。なお点検口の大きさは図示による。 （3）外壁に面するガラリに直接取り付けるチャンバー及びホッパーは雨水の滞留のないように施工する。
9．防煙ダンパ	（1）復帰方式　・遠隔式（電気式（定格入力DC24V、0.5A以下） （2）復帰動作　・順送り　・同時
10．配管材料	（1）冷温水管　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・ステンレス鋼管 ・配管用炭素鋼鋼管（黒） （2）冷却水管　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・ （3）蒸気管（給気管）　・配管用炭素鋼鋼管（黒）　・ （還水管）　・圧力配管用炭素鋼鋼管（Sch40）　・配管用炭素鋼鋼管（黒） （4）油管、油用通気管　・配管用炭素鋼鋼管（黒）　・灯油用被覆鋼管 （5）膨張管、空気抜き管、膨張タンクよりボイラ等への給水管 ・配管用炭素鋼鋼管（白）　黒　・ステンレス鋼管 （6）空調用排水管　・配管用炭素鋼鋼管（白）　・ビニル管（ＶＰ） （7）冷媒管　・断熱材被覆銅管（断熱材厚さガス管20mm、液管10mm以上）　・銅管
11．弁類	・ＪＩＳ又はＪＶ５Ｋ　・ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ
12．鋼管用伸縮管継手	・ベローズ形　・スリーブ形
13．温度計	・共通仕様書、標準図による他、図示した箇所に取り付ける。（配管用はＬ形、ダクト用は円形） ・空気調和機、温風暖房機まわりの給気ダクト、還気ダクト及び外気ダクト ・冷温水ヘッダー（往）及び冷温水ヘッダーの各還り管 ・パッケージ形空気調和機の冷却水及び温水の出入口
14．瞬間流量計	・着脱可能形（・全数　・図示による） 着脱可能形の場合，その指示部（・40A用　個　・100A用　個　・250A用　個）を付属する。 ・固定形（止水コック付）　・測定用タッピング（32mmピトー管流量計用）
15．オイルタンク	（1）オイルタンク本体は図示による。 （2）遠隔油用指示計　・取付ける　・取付けない （3）計量尺は、青銅製、黄銅製又はアルミ製とし、100ﾘｯﾄﾙ実測目盛刻印とする。計量口は錠付とする。
16．積算油量計	図示の箇所に取付ける（熱源機器等）
17．注油口及び指示ボックス	公共建築設備工事標準図（「標準図」という。）【機材6】による。 ・単独形　・共用形（・ローリーアース付）
18．消音内貼り	（1）施工箇所は図示による。 （2）内貼りチャンバー類の寸法表示は、外形寸法とする。 （3）吹出口に接続するチャンバーの消音内貼りは別図による。
19．保温	（1）建物内の空気抜き管の保温は空気抜き弁までとし（空気抜き弁も含む）、仕様は冷温水管の項による。 （2）屋外露出配管の保温は、給水設備の項による。 （3）外気取り入れダクト及びチャンバーボックスの保温 ・要（全熱交換器の給気ダクトを含む）　・不要 （4）排気ダクトの外壁開放部より2ｍ程度保温する。（チャンバーボックスを含む） （5）冷媒管（断熱材被覆銅管）の保温外装 屋内露出部　・保温化粧ケース（樹脂製）　・外装なし　・ 屋外　・保温化粧ケース（樹脂製）　・ （6）高圧蒸気管及びヘッダーの保温厚は　mmする。 （7）ダクトの保温は、ＯＡ・ＳＡは全て保温し、ＥＡ・ＲＡは外壁より２ｍまで保温する。
20．電気工事の範囲	（1）地震感知器の配管配線　・別途　・本工事 （2）防煙ダンパと連動制御器迄の配管配線及び連動制御盤から煙感知器迄の配線配管は ・別途　・本工事
21．塗装	（1）屋内露出裸ダクトの塗装（居室は除く）は　・行わない　・行う （2）屋内露出冷却水配管の塗装（居室は除く）は　・行わない　・行う

換気設備

項目	特記事項
1．準拠事項	［ 空気調和　・冷房　・暖房設備 ］の当該事項に準ずる。 ・５　・６　・７　・９　・19　・20
2．開放形湯沸器排気フード	・別途　・本工事
3．厨房用排気ダクト	・亜鉛鉄板　・ステンレス鋼版（SUS304）（板厚は別記による）
4．厨房用排気フード	（1）フード周囲の天幕（フード面から天井面まで）　・取り付ける　・取り付けない （2）フードコック　・取り付ける　・取り付けない （3）材質（天幕とも）　・ステンレス鋼板（SUS304）
5．多湿箇所の排気ダクト	次の系統のダクトのシールは標準図（施工　43，44）のＮシール＋Ａシール＋Ｂシールとし、水抜き管を設ける。

排煙設備

項目	特記事項
1．ダクト	・亜鉛鉄板製　・鋼板製（1.6mm以上）
2．排煙口の形式	・可動羽根（スリット共）　・可動パネル
3．排煙口解放装置	・ワイヤー式　・電気式（遠隔操作機能　・要　・不要）
4．排煙風量測定方式	建築設協定期検査業務指導書（（財）日本建築設備安全センター）の排煙風量の検査方式に準ずる。

自動制御設備

項目	特記事項
1．中央監視制御	中央監視制御装置の構成機能は別紙による。
2．計装工事の配線	（1）屋外･屋内露出の配線は、図面に特記のない限り金属管配線とする。 （2）室内温湿度検出器湯を２個以上併設する場合は、サーモケースを使用する。

衛生器具設備

項目	特記事項
1．大便器洗浄弁	・洗浄タンク方式　・洗浄弁方式（不凍結節水弁付）
2．便器洗浄用タンク	・手洗なし　・手洗付　・手洗なし（蓋固定式）
3．小便器節水装置	・節水装置（機能は別図による）　・押ボタン式（不凍結節水弁付）　・水栓式
4．小便器洗浄管	・埋込　・露出
5．自動水栓	・電源供給方式（・ＡＣ１００Ｖ）　・乾電池　・事故給電
6．大便器耐火カバー	設ける（ピット内を除く）
7．温水洗浄便座加熱方式	・瞬間式　・貯湯式
8．注記板	対象器具（　）

給水設備

項目	特記事項
1．量水器	（1）親メーター　・水道部貸与品　・買取り （2）子メーター　・買取り
2．量水器桝	（1）親メーター用　・水道事業者の指定品　・標準図【機材６１】 （2）子メーター用　・標準図【機材６１】　・水道事業者の指定品
③配管材料	（1）一般用 ・ステンレス鋼管 ・塩ビライニング鋼管　（・ＶＡ　・ＶＢ） ・ポリ粉体ライニング鋼管（・ＰＡ　・ＰＢ） ・ ・ （2）土間配管用（厨房、浴室等のシンダー内含む） ・ステンレス鋼管 ・塩ビライニング鋼管（ＶＤ） ・ポリ粉体ライニング鋼管（ＰＤ） ・ （3）屋外土中用 ・ステンレス鋼管 ・塩ビライニング鋼管（ＶＤ） ・ポリ粉体ライニング鋼管（ＰＤ） ⊙ ビニル管（ＪＩＳ　Ｋ　6742）（ＶＰ） ・ビニル管（ＨＩＶＰ） ・ポリエチレン管（ＰＰ） ・水道用ゴム輪形硬質塩化ビニル管 ・鋳鉄管（３種Ｋ形） （4）水抜管、湯抜管 ・ステンレス鋼管
4．不凍水栓柱	化粧ケーシング（・アルミ合金製　・合成樹脂製 ）
5．壁埋込型散水栓ボックス	鍵付とする。
⑥弁類	（1）水道直結部分　・ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ　⊙ 水道事業所の規定による　Ｋ （2）その他の部分　⊙ ＪＩＳ又はＪＶ５Ｋ　・ＪＩＳ又はＪＶ１０Ｋ ステンレス鋼管に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。
7．給水栓	（1）屋内（・耐寒水栓　・一般水栓 ） （2）屋外（・耐寒水栓　・一般水栓 ）
⑧埋設深さ	（1）一般敷地内（０．６ｍ以上） （2）敷地内車両道路（１．２ｍ以上）を原則とする。（既存桝再使用部は既存合わせとする。） （3）公道部分（※水道事業者及び道路管理者規定による ）
⑨保温	（1）量水器桝内の保温を行う。 （2）屋外露出管（弁、フランジ類を含む）は、標準仕様書第２編表2.3.5e3(ﾊ) とし、厚さは、呼び径25mm下のものは50mm、呼び径32mm上のものは40mmする。 （3）保温材料は屋内一般はｸﾞﾗｽｳｰﾙ保温材、ﾋﾟｯﾄ内はﾎﾟﾘｽﾁﾚﾝﾌｫｰﾑ保温材とする。
10．埋設弁開閉用ハンドル	本工事に　・含む（水道事業者管理用以外の弁操作用）　・含まない
11．水道加入金等	水道加入金　・不要　・要（・本工事　・別途 ） ・その他（　）　・要（・本工事　・別途 ）
12．その他	給水管の最小口径は20mmする。ただし、器具接続部分を除く。

排水設備

項目	特記事項
1．配管材料	（1）屋内汚水管 ・排水用塩ビライニング鋼管 ・コーティング鋼管 ・メカニカル形排水鋳鉄管 ・鉛管 ・ビニル管（ＶＰ）…土間、ピット内 ・耐火二層管（ＶＰ）…保温不要 （2）屋内雑排水管 ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・排水用塩ビライニング鋼管（厨房用排水管） ・排水用タールエポキシ塗装鋼管（厨房用排水管） ・ビニル管（ＶＰ）…土間、ピット内 ・亜鉛メッキ鋼管（ＳＧＰ－Ｗ） ・メカニカル形排水鋳鉄管 ・耐火二層管（ＶＰ）…保温不要 （3）屋内ドレン管 ・ステンレス鋼管 ・ビニル管（ＶＰ） ・ （4）屋外配管用 ・排水用塩ビライニング鋼管 ・コーティング鋼管 ・ビニル管（ＶＰ） ・ビニル管（ＶＵ） ・ビニル管（ＨＩＶＰ）（圧送管） （5）通気管 ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・排水用塩ビライニング鋼管 ・亜鉛メッキ鋼管（ＳＧＰ－Ｗ） ・ビニル管（ＶＰ） ・耐火ニ層管（ＶＰ）
2．排水桝	・桝リストは図面番号（　） （1）材料　・ＲＣ　・硬質塩化ビニル　・ポリプロピレン　・ＳＣ （2）ふた　・鋳鉄製（・ＭＨＡ　・ＭＨＢ　・　） ・樹脂製 ※ 市マーク、流体名入りおよび樹脂製ふたは原則としてＳＵＳチェーン付 （3）規格　・上下水道局規格品
3．グリース阻集器	・ＦＲＰ製（　Ｌ）　・ＳＵＳ製（　Ｌ）　詳細は図示。
4．満水試験継手	図示の箇所に取付け、満水試験を行うこと。
5．試験	・衛生器具などの取付完了後、煙試験を行う。 ・衛生器具などの取付完了後、排水試験又は通水試験を行う。
6．放流負担金等	・不要　・要（・別途工事　・本工事 ）
7．基礎材	・再生クラッシャーラン
8．埋設深さ	（1）宅地内（０．４ｍ以上）　※これにより難い特別の理由があるときは上下水道事業管理者の指示による。 （2）公道内（０．９ｍ以上）、私道内（０．６ｍ以上）を原則とする。（既存桝再使用部は既存合わせとする。）

給湯設備

項目	特記事項
1．配管材料	・ステンレス鋼管　・耐熱性ライニング鋼管　・銅管　・被覆銅管 ・保温付被覆銅管　<膨張管及び補給水タンクボイラー等への補給水管を含む。>
2．弁類	給水設備の当該事項による。
3．湯沸器の排気筒	厚さ0.5mm上のステンレス鋼板製とする。
4．保温	湯沸器の給排気筒（二重管）のいんぺい部保温を行う。 ※公共建築工事標準仕様書　第２編3．1．5の（h・(ｲ)・ＶⅡ）
5．ステンレス管の接合方法	（1）呼び径６０ＳＵ以下　ＳＡＳ３２２（一般配管用ステンレス鋼管の管継手性能基準）を満足した継手による接合 （2）呼び径７５ＳＵ以上　・溶接接合　・ハウジング形管継手による接合　・フランジ接合

消火設備

項目	特記事項
1．配管材料	（1）一般 ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・圧力配管用炭素鋼鋼管（Ｓｃｈ40） ・亜鉛めっき鋼管（ＳＧＰ－Ｗ） （2）地中埋設部 ・外面被覆鋼管（ＳＧＰ－ＶＳ） ・外面被覆鋼管（ＳＧＰ－ＰＳ） ・外面被覆鋼管（ＳＴＰＧ－370ＶＳ） ・外面被覆鋼管（ＳＴＰＧ－370ＰＳ） ・内外面被覆鋼管（ＳＧＰ－ＰＤ） （3）二酸化炭素用 ・圧力配管用炭素鋼鋼管（継目無管）（Ｓｃｈ80）
2．屋内消火栓種別	・易操作性１号消火栓　・2号消火栓　・広範囲型２号消火栓
3．消火栓開閉弁	・ＪＩＳ10Ｋ　・ＪＩＳ20Ｋ
4．保温	（1）屋外露出管については給水管に準ずる。 （2）充水タンクの保温　・施工しない　・施工する （3）消火配管の保温　屋内消火栓　・施工しない　・施工する スプリンクラー　・施工しない　・施工する

厨房器具設備

項目	特記事項
1．厨房機器類	図示による（材質などは共通仕様書による）。ただし、寸法は参考とする。
2．付属制御盤	器具付属の制御盤は、製造者規格品とする。

ガス設備

項目	特記事項
1．配管材料	（1）一般 ・配管用炭素鋼鋼管（白） ・圧力配管用炭素鋼鋼管 ・ガス事業者の規定よる ・ （2）地中埋設部 ・ポリエチレン被覆鋼管 ・ガス事業者の規定による ・ガス用ポリエチレン管 ・
2．都市ガス	（1）ガスメーター 親メーターはガス事業者より借用、子メーターは買い取りとする。 （2）引込み負担金　・不要　・要（・別途工事　・本工事 ）
3．液化石油ガス	（1）ガスボンベ　・別途　（・借用　・買い取り（・10Ｋｇ・20Ｋｇ・50Ｋｇ　4本 ）） （2）ガスメーター　・買取　・借用 （3）集合装置　標準図【施工７０】による（　本組） （4）転倒防止等　標準図【施工７１】　{・（a）　・（b）} ※ボルト、チェーン等はSUS製とする。 ※容器固定具をＧＬ＋３００に追加設置する。
4．ガス漏れ警報器	図示の場所に取付ける　（・分離形　・一体形 ）　・別途電気工事 外部出力端子　（・あり　・なし ）
5．埋設深さ	（1）一般敷地内　（　ｍ以上） （2）敷地内車両道路（　ｍ以上） （3）公道（ガス供給事業者及び道路管理者規定による）
6．その他	配管工事は、原則としてガス供給事業者の責任施工とする。　供給事業者名（　）

【備考】
※　給水装置及び排水設備の工事実施は、盛岡市上下水道局の指定工事事業者とする。
（盛岡市指定給水装置工事事業者、盛岡市指定下水道工事店）

※「建設資材は可能な限り、県内販売業者から調達するよう努めること。」

注記：機器及びシステム参考図について
本図面中で、機器又はシステムの品質･グレードを規定する目的で、対象品の寸法形状、諸元及びシステム構成等を参考図として記載している。
これらのものについては、その品質･性能が図面と同等品もしくはそれ以上のものを使用するものとする。

修繕名			検図	製図	特記	図面内容	縮尺	年月日	番号
盛岡市立本宮小学校校舎安全対策（受水槽等）修繕	（有）大久保建築設計事務所 盛岡市西仙北１丁目19番14号　ＴＥＬ 019－635－7801　ＦＡＸ 019－635－7830	岩手県知事登録　第　496号 一級建築士登録　第77108号 大　久　保　貞　輔				機械設備　改修特記仕様書１	－	R5年02月	M-01　／　枚の内

※　共通事項　下記事項は、全て本工事で適用する。
・印の箇所は、○印の付いたものを適用する。

工事請負契約に伴う事務手続き事項

1 工事着手届の提出
受注者は、契約締結後７日以内に工事着手届を発注者へ提出しなければならない。

2 工事実績情報の登録
請負代金額が５００万円以上の全ての工事は、工事実績情報（工事カルテ）の登録をおこなわなければならない。登録する際は監督員に予め内容の確認を受け、登録完了後、速やかに登録機関発行の「工事カルテ受領書」の写しを監督員へ提出しなければならない。また、機関への登録期限は下記表の通りとし、日数には「行政機関の休日に関する法律（昭和６３年法律第９１号）」に定める行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始）は含まないこととする。

	機関への登録期限	概　要
工事受注時	契約締結後１０日以内	工事着手時
登録内容の変更	変更契約締結から１０日以内	工期の変更、請負代金額の変更、技術者の変更
工事完成時	工事完成後１０日以内	

3 保　険
工事着手から引渡しまでの期間、工事目的物及び工事材料等を火災保険、建設工事保険その他の保険に付し、その写しを監督員に提出すること。

4 現場代理人の兼務及び常駐義務の緩和
受注者は、現場代理人の常駐義務を緩和させたい場合や、現場代理人を本工事以外の他の工事に兼務させたい場合は、監督員と協議しなければならない。
盛岡市ホームページの「市営建設工事に係る現場代理人及び下請負人に関する取扱いについて」を参照のこと。

5 建設リサイクル法の適用
・対象外工事　⊙ 対象工事（本工事は下記表に該当する工事）

工事の種類	規模の基準	備　考
建築物の解体工事	床面積の合計：80平方メートル以上	
建築物の新築・増築工事	床面積の合計：500平方メートル以上	
建築物の修繕・模様替等工事（リフォームなど）	請負代金額：１億円以上（税込み）	
建築物以外の工作物の解体・新築工事等	請負代金額 500万円以上（税込み）	土木・電気・機械工事を含む

落札が決定した業者は、分別解体等省令で定める様式第１号別表１～３のうち当該工事に該当する別表及び工程表を作成し、契約締結前に、発注担当者等に説明書を提出するものとする。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第１８条に基づいて書面により報告すること。

6 建設リサイクル法の通知等
特定建設資材（コンクリート、アスファルト・コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材）を用いた対象建設工事は、建設リサイクル法に基づき、発注者は通知書を作成し、工事を着手する前までに所定の特定行政庁へ通知書を提出しなければならない。

7 建設資材廃棄物処理処理方法等通知書
建設リサイクル法の対象工事の場合、受注者は、盛岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定により「盛岡市建設資材廃棄物処理方法等通知書」等を工事着手する前までに、所定の行政機関へ提出とする。

工期等関連事項

8 工　期

全体工期	248	日間	※全体工期 ＝ 余裕期間 ＋ 実工期
うち余裕期間	62	日間	※工期の始期日を含めて数えた180日を超えない日数とする。
うち実工期	186	日間	※工事開始日を含めて数えた日数とする。

実工期には、作業日数、準備日数、後片付け日数のほか休工日（土曜日、日曜日、祝祭日、天候による休工日、連休等（ゴールデンウィーク　７日間　、お盆休暇　４日間　、お正月休暇　６日間　）を含むものとする。

9 余裕期間の設定等
⊙ なし　・あり（ 本工事の工事着手は、令和　　年　　月　　日からとする。）
本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。
※ 余裕期間内は、現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。
※ 余裕期間内は、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
※ 工事実績情報システム（コリンズ）は、実工期にて登録するものとし、工事開始日（変更後の工事開始日含む。）後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録申請するものとする。
※ 工事請負契約約款第３条の規定に基づく工程表には、余裕期間も含めた全体工期を記載するものとする。
※ 工事請負契約約款第４条の規定に基づく契約保証の期間は、全体工期を満たすものとし、契約締結の日から全体工期の終期日までを対象とするものとする。
※ 工事請負契約約款第10条の規定に基づく、現場代理人及び主任技術者等の通知については、工事開始日までに通知するものとする。
※ 工事請負契約約款第16条第２項の規定に基づく工事用地の管理については、工事開始日の前日までは、発注者の責任において行うものとし、受注者に資材の搬入や仮設物の設置等を行わせてはならないものとする。
※ 工事開始日の前日までの期間に施工体制及び建設資材や労働者の確保が図られる場合は、受発注者協議により、工事開始日を変更することができる。なお、工事開始日を遅らせる場合は、余裕期間を180日間超えないこととする。
※ その他、余裕期間を設定する工事の取扱いは、盛岡市ホームページに掲載されている「余裕期間（建築工事関係）の設定について運用基準」による。

10 週休２日工事
・ 週休２日工事対象ではない。
⊙ 週休２日促進対象工事（ ・ ４週６休以上７休未満　・ ４週７休以上８休未満　・ ４週８休以上 ）
週休２日促進対象の工事は、岩手県ホームページの「岩手県県土整備部週休２日工事実施要領」を参照のこと。

11 工事の一時中止
工事請負契約書第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、工事の続行に備え中止期間中における工事現場の管理計画書を提出すること。本計画書には、中止時点における工事の出来高、搬入材料及び建設機械器具等の調書、中止期間中の体制及び工事現場の維持管理に関することを記載すること。

各種検査関係事項

12 指定部分検査及び指定部分工事目的物の引渡し
・なし　・あり（指定部分検査を受けるべき建物等は、下記の表のとおりとする。）

建物または工種	工事段階	備　考

13 中間検査
「請負工事検査要領（平成２５年４月１日改正）」の第６条第３項の規定により、中間検査を実施することがある。

14 経年検査
⊙ 行わない　・ 行う（ 工事の引渡しから１年を経過したときに経年検査を実施する。）

総合評価

15 総合評価落札方式（建設資材調書）
⊙ なし　・あり（ ・ 標準型　・ 簡易型　・ 特別簡易型 ）
建設資材調書の提出は、工事完成後、紙で出力した建設資材調書に押印したものを監督員に提出するものとする。
詳細は、盛岡市ホームページの「総合評価落札方式競争入札」を参照のこと。

発生材の処理等

16 産業廃棄物
・なし　⊙ あり　工事の施工により発生する産業廃棄物は、以下の場所に搬入することとする。

廃棄物名	産業廃棄物受入施設等名	受入場所	備　考
コンクリート殻（有筋）			
廃コンクリート殻（無筋）			
アスファルト殻			
廃金属類			
木材			

産業廃棄物受入施設等名については、積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。なお、受注者が上記施設とは異なる施設で処理する場合においても設計変更の対象としない。ただし、現場条件や数量の変更等、受注者の責責によるものでない事項については、この限りではない。
本工事で発生した産業廃棄物は、可能な限り中間処理施設等に於いて再利用、減量化を図るものとする。また、最終処分場で処分される産業廃棄物は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）で管理すること。

17 残土の処理
⊙ 構内指示の場所に敷き均し　・ 構内指示の場所に堆積　・ 構外搬出

18 ＰＣＢ分析調査
⊙ なし　・あり（ＰＣＢ分析調査を本工事で実施し、含有している場合は発注者へ引渡しとする。）

19 特別管理産業廃棄物
⊙ なし　・あり（　・ ＰＣＢ（　・ シーリング材　・ 高圧機器類　・ 安定器　・ 低圧機器類 ）　・ アスベスト）
ＰＣＢを含有する機器等は、廃棄物処理法に基づき、飛散、流出、地下浸透、悪臭が発生しないよう、発注者の指定する施設内の場所へ適切に保管とする。

20 冷媒の回収
⊙ なし　・あり（　　）
冷媒の回収にあたっては、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」に従って行い、監督職員に第一種フロン類回収業者登録通知書の写し、フロン類回収証明書を提出する。ただし、家庭等のエアコン等で「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象となっているものは、法に従ってリサイクル（フロン類の回収を含む）を行い、監督職員に、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しを提出する。

現場事務所の掲示物

21 工事表示板の設置
受注者は、契約締結後速やかに、当該工事現場の公衆の見えやすい場所に工事表示板を掲げなければならない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、その設置を省略することができる。また、工事表示板の大きさは、日本工業規格Ａ２（420×594）程度を標準とする。

工事表示板（参考）

工 事 名	
発 注 者	
施 工	
監　理	
工　期	令和　年　月　日 ～ 令和　年　月　日
現場連絡先	電話　　現場代理人

22 施工体制の掲示等
受注者は、当該請負工事における下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成することとし、施工体系図は工事現場の公衆が見えやすい場所へ掲示しなければならない。

23 施工体制台帳の作成
受注者は下請負契約を締結した場合は、その金額に関わらず施工体制台帳を作成し、その写しを監督員に提出し確認を受けなければならない。

24 工事関係担当者の通知
受注者は、現場代理人等を補助する者を定めた場合は、工事関係担当者等通知書を提出しなければならない。

工事期間中の書類等

25 下請負契約対象の限定
社会保険等に未加入である建設業許可業者を下請負人（二次以下の下請負人を含む。）とすることは禁止することとし、その者を下請負人とした場合は「工事成績評定の減点」や「受注者の指名停止措置」を講じる。また、社会保険等の未加入業者を下請負人とする場合は、工事請負契約約款第７条の２第２項の規定による。
詳細は、盛岡市ホームページの「盛岡市（市上下水道局を含む）発注の工事請負契約における社会保険等未加入対策の強化について（平成30年4月1日）」を参照のこと。

26 工事月間工程報告書の作成
発注者、受注者及び関連工事の受注者の間で工事の進捗状況及び今後の工事工程等を確認するため、受注者は工事月間工程会議で報告しなければならない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、報告書の作成を省略することができる。
雛形は、盛岡市ホームページ（盛岡市トップページ ＞ 事業者の皆さんへ ＞ 市の発注契約）の「営繕工事特記仕様書に定める提出書類等」による。

27 休業期間中の現場管理体制の報告
受注者は、工事期間内に工事作業を休業（ゴールデンウィーク、お盆休暇、お正月休暇）する場合は、休業期間中の工事現場の管理体制を報告しなければならない。

28 各種手続き
工事の着手、施工及び完成において官公署その他関係機関へ必要となる諸手続き等は、監督員と協議のうえ受注者が遅滞なく処理すること。なお、当該手続きに係る費用はすべて受注者の負担とする。

29 事故報告
本工事で事故が発生した場合、「盛岡市建設工事等における事故報告要領」に基づき報告すること。なお、報告要領は盛岡市ホームページを参照のこと。

30 工事施工上必要な図書等
受注者は、下記表に掲げる工事施工上必要な図書等を作成し、現場に備えなければならない。ただし、監督員の承諾を得た図書等は、その作成を省略することができる。
また、工事完成時には工事施工上必要な図書として監督員へ提出しなければならない。
（下記表の部数の欄で、工事監理業務委託の監督員が選任されている場合はカッコ書きの部数を提出し、選任されていない場合はカッコ無しの部数とする。）

必要な図書等			部数	提出時期	備　考
施工予定に関する事項	工程表	実施工程表（全体）	2（3）	契約締結後速やかに提出する。	監督員の承諾を受ける。
		変更実施工程表（全体）			
		週間又は月間工程表	1（2）		監督員の指示により作成する。
		工種別工程表			
	総合施工計画書		2（3）	契約締結後30日以内に提出すること。	盛岡市様式第19号により届け出る。（総合仮設を含む工事の全般的な進め方、主要工事の施工方法、品質目標と管理方針、重要管理事項等、各種検査予定表の大要等を記載し、監督員の承諾を受ける。）
	工種別施工計画書		2（3）	一工程の施工の着手の７日前を目途に適宜提出すること。	盛岡市様式第19号により届け出る。総合施工計画書に基づいて工種別の施工計画を定める。施工要領のほか、仮設計画、工程計画、養生計画、安全・環境対策、品質計画、一工程の施工の確認を行う段階、施工体制等を記載し、品質計画は監督員の承諾を受ける。
	施工体制台帳の写し		2	適宜提出とする	
	施工図（加工図）		2（3）	一工程の施工の着手前に適宜提出すること。	監督員の承諾を受ける。
	総合図		2（3）		監督員の承諾を得て省略することができる。
施工記録に関する事項	工事材料搬入報告書		1（2）	監督員の指示による。	試験成績書、規格証明書、品質証明書等を含む。また、自主検査記録、監理者等検査記録、是正報告書等は監督員の指示により提出。
	工事材料検査記録		1（2）		
	施工報告書		1（2）		
	施工検査（立会）記録		1（2）		
	工事実施状況報告書		1（2）		
	工事週報		1	毎週火曜日	監督員の承諾を得て省略することができる。
	工事日報		1	毎月上旬	雛形は盛岡市ホームページによる。
	工事打合士簿		1（2）		監督員の指示により作成する。
	工事写真		1		「営繕工事写真撮影要領」国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課による。
	産業廃棄物管理票（写）		1（2）		Ａ票・Ｂ２票・Ｄ票・Ｅ票・受渡確認票

工事完成時に提出する図書

31 工事完成図書等
受注者は、下記表に掲げる工事完成時に提出する図書等を作成し、監督員に提出しなければならない。ただし、監督員の承諾を得た図書等は、提出を省略することができる。

提出する図書等		部数	備　考
工事完成図書	工事施工上必要な図書等	1	工事期間中に監督員から承諾を受けた施工図面及びその他の書類全て を提出とする。
	主要機器一覧表	1	機器名称、製造者名、形式、容量、出力数量等
	機器完成図	1	
	出荷証明書	1	
完成写真	写真帳	1	
図面の製本	完成図　（Ａ１版、またはＡ２版） 縮小完成図（Ａ３版）	各２	黒文字青表紙の二つ折り製本とする。また、完成図は、工事の完成（現在の状況）に合わせ設計図を修正した図面を収めること。
	施工図　（Ａ１版、またはＡ２版）	1	黒文字青表紙の二つ折り製本とする。
提示または写しの提出（工事成績評定の加点に係る書類）	安全協議会、安全教育及び安全訓練等（店社パトロール、ＫＹ、ＴＢＭ等）、新規入場者教育 仮設工事の点検・監理・記録等 建設機械車両の低騒音・低振動・排ガス対策の配慮、過積載防止点検記録 品質管理表、品質確認記録、出来形管理記録、社内検査記録 地域に貢献したことを証明できる書類（地域イベント参加や道路清掃等）		

32 保全に関する資料
受注者は、下記表に掲げる引渡時に提出する図書等を作成し、監督員に提出するとともに、その内容を施設管理者に説明しなければならない。ただし、監督員の承諾を得た図書等は、提出を省略することができる。

提出する図書等		部数	備　考
保証書	責任施工部分保証書	2	工事部分に関する保証（例：屋根工事等）
	機器類の製造者保証書	2	
建築物等の利用に関する説明書	建物の主要な構造部や外構についての説明	2	
	建物を使用するうえでの注意事項	2	
	建物に設置されている建具及び家具、機器等の概要説明	2	
	建物、工作物、植栽等を管理するうえでの保全業務の要点	2	
	建物等の清掃の要点	2	
機器取扱説明書	系統図及びフローチャート図等により、機器等の配置位置や運転方法、取り扱いに関する注意事項等	2	
	製造者の機器取扱説明書	2	
試験成績書	現地試験成績表	2	各種の建築、電気、機械に係る試験
	機器試験成績表	2	
官公署届出書類	各署関係機関の届出や申請書類	2	原本、原本の写し
主要機器一覧表	製造者及び納入者の住所、担当者、連絡先等一覧	2	
	設けた装置・機器類の不具合や故障が発生した時の連絡先一覧表	2	
総合試運転報告書		2	
鍵箱	鍵番号一覧表	－	建築工事の鍵箱に、関連する工事の鍵を一式収納すること。
予備品・工具類	機器等に付属されたもの	－	

※保全に関する図書は、施設管理者で取扱説明書として利用するものと、監査や検査等で使用する保存版の２部構成とする。

電子納品事項

33 電子納品特記仕様書

1 適用
本工事は、電子納品の対象工事とする。
電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品するものとする」をいう。ここでいう電子成果品とは、盛岡市電子納品ガイドライン（案）（以下、「ガイドライン」という。）に基づいて作成した電子データを指す。（http://www.city.morioka.iwate.jp/kurashi/douro_kotsu/douro/1017579.html）

2 電子納品対象書類
本工事における電子納品の実施区分は、次のとおりとする。

（O）本工事は、電子納品を「義務」として実施する。
（　）本工事は、電子納品の実施を受発注者間の「協議」により決定する。
※いずれかに「O」を記入するものとする

3 電子納品対象書類
［建築関係（建築設備を含む。）］
本工事において、電子納品対象書類を「義務」又は「協議」とする区分は、次のとおりとする。

フォルダー名	書類名	作成者		備　考
		発注者	受注者	
工事写真			○	JPEG形式

フォルダー名		書類名	作成者		備　考
			発注者	受注者	
PLAN	施工計画書	総合施工計画書			PLAN.XML
		工種別施工計画書			PLAN.XML
SCHEDULE	工程表	マスター工程表			SCHEDULE.XML
		月間工程表			SCHEDULE.XML
MEET	打合簿	工事打合せ記録			MEET.XML
MATERIAL	機材関係資料	試験計画書			MATERIAL.XML
		試験成績書			MATERIAL.XML
		品質証明書			MATERIAL.XML
		調合表			MATERIAL.XML
		規格証明書			MATERIAL.XML
PROCESS	施工関係資料	試験計画書			PROCESS.XML
		試験成績書			PROCESS.XML
		出来高管理図			PROCESS.XML
INSPECT	検査関係資料	完成検査記録			INSPECT.XML
SALVAGE	発生材関係資料	発生材調書			SALVAGE.XML
		処理報告書			SALVAGE.XML
DRAWINGF	完成図	完成図		○	SFC形式(DRAWINGF.XML) JWW形式、PDFの全て
MAINT	保全に関する資料	保全に関する説明書			MAINT.XML
		官公署届出書類			MAINT.XML
		備品リスト			MAINT.XML
OTHERS	施工図	施工図		○	OTHRS.XML
	完成写真	完成写真		○	JPEG形式(OTHRS.XML)
	その他の資料				OTHRS.XML

※ 作成者欄の「O」は義務、「△」は協議を示す。
※ 上記以外の書類については、受発注者間の協議によって決定する。
※ ガイドラインで定めているものの他に、電子納品が必要な書類がある場合は、上表に記載するものとする。
※ 参考フォルダ
http://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/017/579/sample1.zip

4 電子成果品は、ガイドラインに基づいて作成し、電子媒体(CD-RXはDVD-R)で２部提出するものとする。
5 電子成果品を提出する際は、電子納品チェックシステム、SXFブラウザ等による成果品のチェックを行い、エラー及び誤りがないことを確認するとともに、確実にウィルスチェックを実施したうえで提出するものとする。
6 電子成果品を提出する際には、「電子媒体納品書」を作成し、電子媒体と併せて提出するものとする。

図　電子媒体の表記例(正副２部)

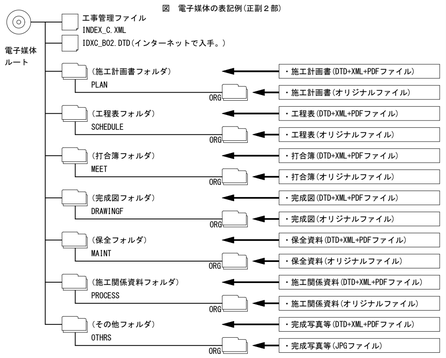

電子納品事項

33 電子納品特記仕様書

工事管理ファイル(INDEX_C.XML)の記述例（注意　アスタリスク「*」は、半角スペースに置き換えてください。）

```
<?xml version="1.0" encoding="shift_jis"?>
<!DOCTYPE constdata SYSTEM "IDXC_B02.DTD"[]>
<!-- http://www.city.morioka.iwate.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/017/579/sample1.zip から「IDXC
_B02.DTD」をダウンロードできます。-->
<constdata DTD_version="02">
**<基礎情報>
****<メディア番号>1</メディア番号>
****<メディア種別>DVD-R</メディア種別>
****<メディア総枚数>1</メディア総枚数>
****<メディアフォーマット>UDF</メディアフォーマット>
****<完成図フォルダ名>DRAWINGF</完成図フォルダ名>
****<完成図オリジナルファイルフォルダ名>DRAWINGF/ORG</完成図オリジナルファイルフォルダ名>
****<保全に関する資料フォルダ名>MAINT</保全に関する資料フォルダ名>
****<保全に関する資料オリジナルファイルフォルダ名>MAINT/ORG</保全に関する資料オリジナルファイルフォルダ名>
****<施工計画書フォルダ名>PLAN</施工計画書フォルダ名>
****<施工計画書オリジナルファイルフォルダ名>PLAN/ORG</施工計画書オリジナルファイルフォルダ名>
****<工程表フォルダ名>SCHEDULE</工程表フォルダ名>
****<工程表オリジナルファイルフォルダ名>SCHEDULE/ORG</工程表オリジナルファイルフォルダ名>
****<打合せ簿フォルダ名>MEET</打合せ簿フォルダ名>
****<打合せ簿オリジナルファイルフォルダ名>MEET/ORG</打合せ簿オリジナルファイルフォルダ名>
****<機材関係資料フォルダ名>MATERIAL</機材関係資料フォルダ名>
****<機材関係資料オリジナルファイルフォルダ名>MATERIAL/ORG</機材関係資料オリジナルファイルフォルダ名>
****<施工関係資料フォルダ名>PROCESS</施工関係資料フォルダ名>
****<施工関係資料オリジナルファイルフォルダ名>PROCESS/ORG</施工関係資料オリジナルファイルフォルダ名>
****<検査関係資料フォルダ名>INSPECT</検査関係資料フォルダ名>
****<検査関係資料オリジナルファイルフォルダ名>INSPECT/ORG</検査関係資料オリジナルファイルフォルダ名>
****<発生材関係資料フォルダ名>SALVAGE</発生材関係資料フォルダ名>
****<発生材関係資料オリジナルファイルフォルダ名>SALVAGE/ORG</発生材関係資料オリジナルファイルフォルダ名>
****<その他資料フォルダ名>OTHRS</その他資料フォルダ名>
****<その他資料オリジナルファイルフォルダ名>OTHRS/ORG</その他資料オリジナルファイルフォルダ名>
**</基礎情報>
**<ソフトウェア情報>
****<ソフトウェア名>○○電子成果品作成支援・検査システム</ソフトウェア名>
****<バージョン情報>○○</バージョン情報>
****<メーカ名>○○株式会社</メーカ名>
****<メーカ連絡先>東京都○○区■■■</メーカ連絡先>
****<ソフトメーカ用TAG></ソフトメーカ用TAG>
**</ソフトウェア情報>
**<工事情報>
****<!--(必須項目)工事番号は、契約書に掲載してある番号を入力するものとする。掲載の無いものは、'999999'を入力
      するものとする。-->
****<工事番号>○○○○○○</工事番号>
****<工事名称>市営○○住宅○○主体工事</工事名称>
****<!--(必須項目)工事分野は、CORINSの「公共事業の分野」に従って記入するものとする。-->
****<工事分野>○○</工事分野>
****<!--(必須項目)工事業種は、CORINSの「本件登録工事の受注に対応した建設業許可業種」に従って記入するものとする
      。--
****<工事業種>○○一式工事</工事業種>
****<!--(必須項目)工種は、CORINSの「工種、工法・型式」の「工種」を記入するものとする。-->
****<工種>○○一式工事</工種>
****<!--(必須項目)工法型式は、CORINSの「工種、工法・型式」の「工法・型式」を記入するものとする。-->
****<工法型式>○○一式工事</工法型式>
****<契約金額>○○○○○○</契約金額>
****<工期開始日>2016-○○-○○</工期開始日>
****<工期終了日>2016-○○-○○</工期終了日>
****<工事内容>新営、○○</工事内容>
**</工事情報>
**<発注者情報>
****<発注者コード>50301201</発注者コード>
****<発注者名称>盛岡市</発注者名称>
**</発注者情報>
**<受注者情報>
****<!--(必須項目)受注者コードは、盛岡市役所財政部契約検査課から送付のある盛岡市競争入札参加資格者名簿(４桁)
      を入力するものとする。-->
****<受注者コード>○○○○○</受注者コード>
****<受注者名称>△△建設株式会社</受注者名称>
**</受注者情報>
**<施設情報>
****<!--(任意項目)発注者より提示されたコードを記入する。官庁営繕事業では8桁で入力するものとする。-->
****<施設識別コード>○○○○○○○○○</施設識別コード>
****<施設名称>○○市営住宅○施設名称>
****<!--(必須項目)境界座標情報は、位置情報を http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/rect/citycode.cgi?code=03201 で
      確認し、入力すること。-->
****<施設基準点緯度>39.702236</施設基準点緯度>
****<施設基準点経度>141.154714</施設基準点経度>
****</建築物情報>
******<!--(任意項目)発注者より提示されたコードを記入する。官庁営繕事業では11桁で入力するものとする。-->
******<建築物識別コード>○○○○○○○○○○○</建築物識別コード>
******<建築物名称>○○市営住宅○号棟</建築物名称>
******<!--(必須項目)建築物の所在地を入力するものとする。-->
******<所在地>盛岡市○丁目××</所在地>
******<!--(必須項目)境界座標情報は、位置情報を http://psgsv.gsi.go.jp/koukyou/rect/citycode.cgi?code=03201 で
      確認し、入力すること。-->
******<建築物基準点緯度>39.702236</建築物基準点緯度>
******<建築物基準点経度>141.154714</建築物基準点経度>
****</建築物情報>
**</施設情報>
**<予備>監督職員　盛岡市役所建設部建築住宅課　盛岡太郎</予備>
**<予備>現場代理人　○○建設株式会社　都南二郎</予備>
**<予備>主任技術者　○○建設株式会社　玉山三郎</予備>
**<予備>下請負人　□□舗装株式会社　△△設備株式会社・・・</予備>
</constdata>
```

施設識別コードの設定　施設識別コードは８桁とする。（盛岡市コード（６桁）＋施設コード（２桁））
建築物識別コードの設定　建築物識別コードは11桁とする。［盛岡市コード（６桁）＋建物コード（５桁）］
各種コード詳細　盛岡市コード（６桁）：032018
施設コード（２桁）：01
建築物コード（５桁）：00001

修　繕　名			検　図	製　図	特　記	図面内容	縮　尺	年月日	番　号
盛岡市立本宮小学校校舎安全対策（受水槽等）修繕	（有）大久保建築設計事務所 盛岡市西仙北１丁目19番14号　ＴＥＬ　019－635－7801　ＦＡＸ　019－635－7830	岩手県知事登録　第　496号 一級建築士登録　第77108号 大　久　保　貞　輔				機械設備　改修特記仕様書２	－	R5年02月	M-02 ／ 枚の内

修繕場所
盛岡市立本宮小学校
盛岡市本宮二丁目25番1外

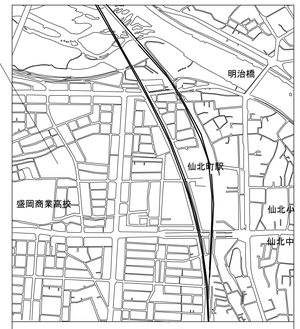

案　内　図

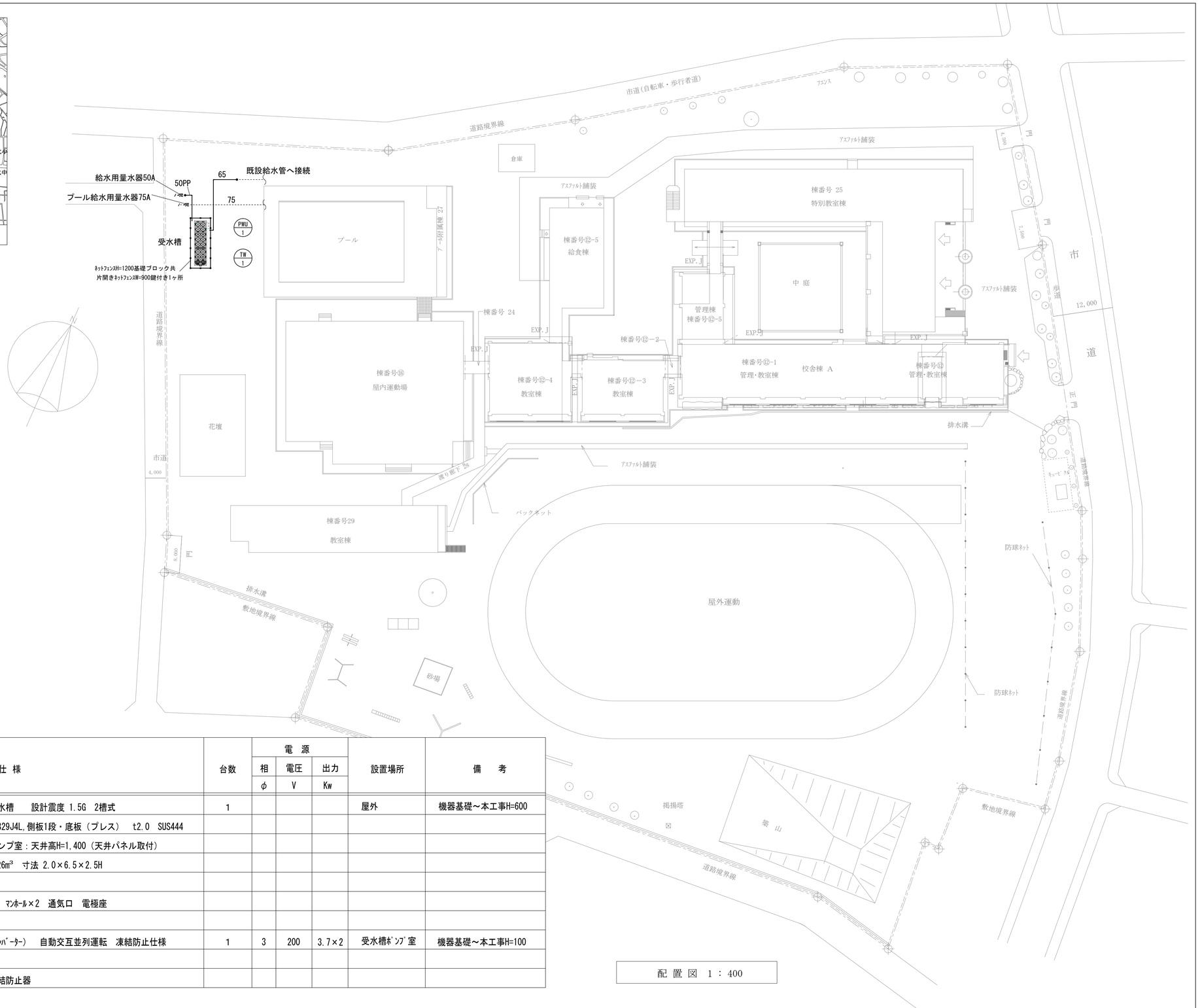

配 置 図　1 : 400

器具表

記　号	機器名称	機器仕様		台数	電源 相 φ	電源 電圧 V	電源 出力 Kw	設置場所	備　考
ＴＷ　１	受　水　槽	型　式	ｽﾃﾝﾚｽﾊﾟﾈﾙ溶接形ﾎﾟﾝﾌﾟ室付受水槽　設計震度 1.5G　2槽式	1				屋外	機器基礎～本工事H=600
		材　質	天井板・側板2段　t1.5　SUS329J4L,側板1段・底板（プレス）　t2.0　SUS444						
			ポンプ室　t1.5　SUS444　ポンプ室：天井高H=1,400（天井パネル取付）						
		容　量	呼称容量 32.5m³　有効容量 26m³　寸法 2.0×6.5×2.5H						
		付 属 品	ﾎﾟﾝﾌﾟ室 2.0×2.0×2.0H						
		〃	亜鉛ﾒｯｷ平架台　内外ﾊﾟｼﾝｺﾞ×3　ﾏﾝﾎｰﾙ×2　通気口　電極座						
ＰＷＵ１	自動給水ポンプ	型　式	ｽﾃﾝﾚｽ製　推定末端圧一定（ｲﾝﾊﾞｰﾀｰ）　自動交互並列運転　凍結防止仕様	1	3	200	3.7×2	受水槽ﾎﾟﾝﾌﾟ室	機器基礎～本工事H=100
		能　力	65A×50A×530Lit/min×54m						
		付 属 品	圧力計　連成計　制御盤　凍結防止器						

修　繕　名	（有）大久保建築設計事務所	岩手県知事登録　第　496号 一級建築士登録　第77108号 大　久　保　貞　輔	検　図	製　図	特　記	図面内容	縮　尺	年月日	番　号
盛岡市立本宮小学校校舎安全対策（受水槽等）修繕	盛岡市西仙北１丁目19番14号　ＴＥＬ　019－635－7801　ＦＡＸ　019－635－7830					改修　配置図・案内図・器具表	S=1/400	R5年02月	M-03 ／ 枚の内

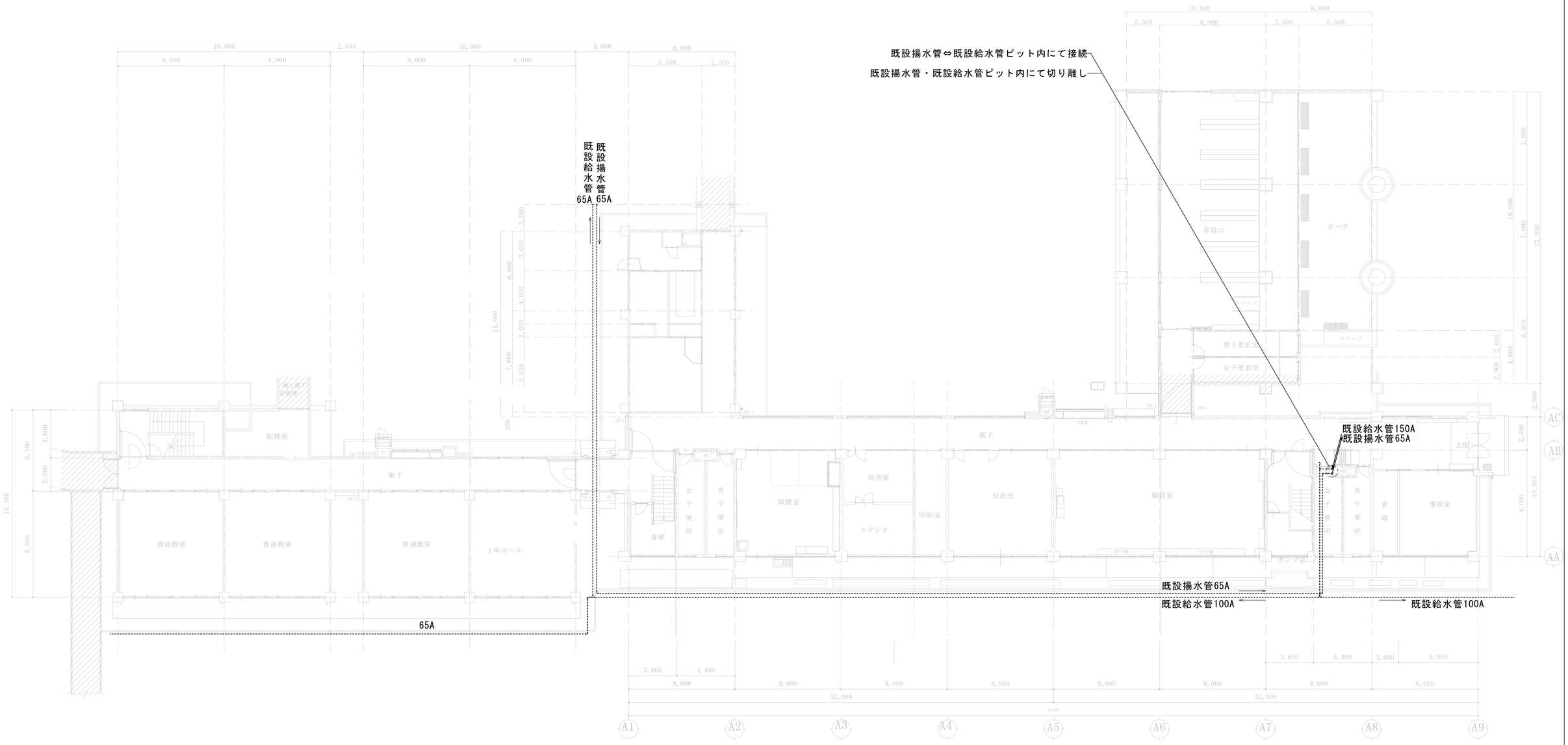

1階　平面図　　S=1/150

修　繕　名	（有）大久保建築設計事務所	岩手県知事登録　第　496号 一級建築士登録　第77108号 大　久　保　貞　輔	検　図	製　図	特　記	図面内容	縮　尺	年月日	番　号
盛岡市立本宮小学校校舎安全対策（受水槽等）修繕	盛岡市西仙北１丁目19番14号　ＴＥＬ　019－635－7801　ＦＡＸ　019－635－7830					改修　１階平面図	S=1/150	R5年02月	M-04 ／ 枚の内

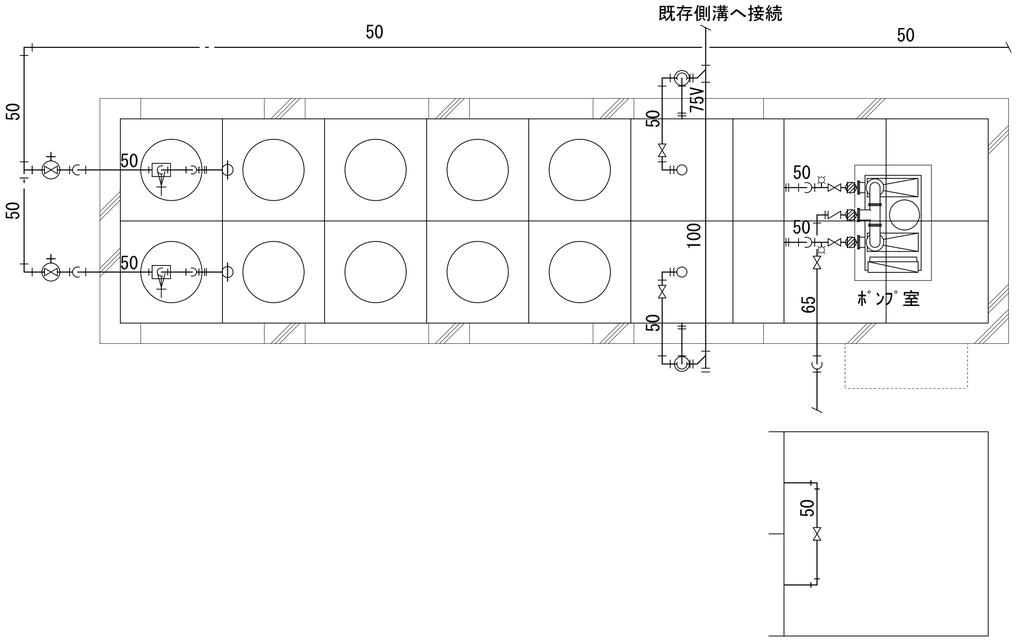

PWU
1

受水槽廻りﾊﾞﾙﾌﾞ表　2セット
一次側市水管：水抜栓50×1.0H　FJ50　SV50　吸気弁20　定水位弁50　凍結防止ﾋｰﾀｰ5m

ﾄﾞﾚﾝ：GV50　凍結防止ﾋｰﾀｰ1m
ｵｰﾊﾞｰﾌﾛｰ：防虫網80

ﾎﾟﾝﾌﾟ廻りﾊﾞﾙﾌﾞ表
ｻｸｼｮﾝ管；BV50×2　防振継手50×2　凍結防止ﾋｰﾀｰ1m　凍結防止ﾋｰﾀｰ2m
ﾃﾞﾘﾍﾞﾘ管；BV65　CV65　防振継手65　凍結防止ﾋｰﾀｰ4m　ホーム水栓×2
連結管　；BV50　凍結防止ﾋｰﾀｰ2m

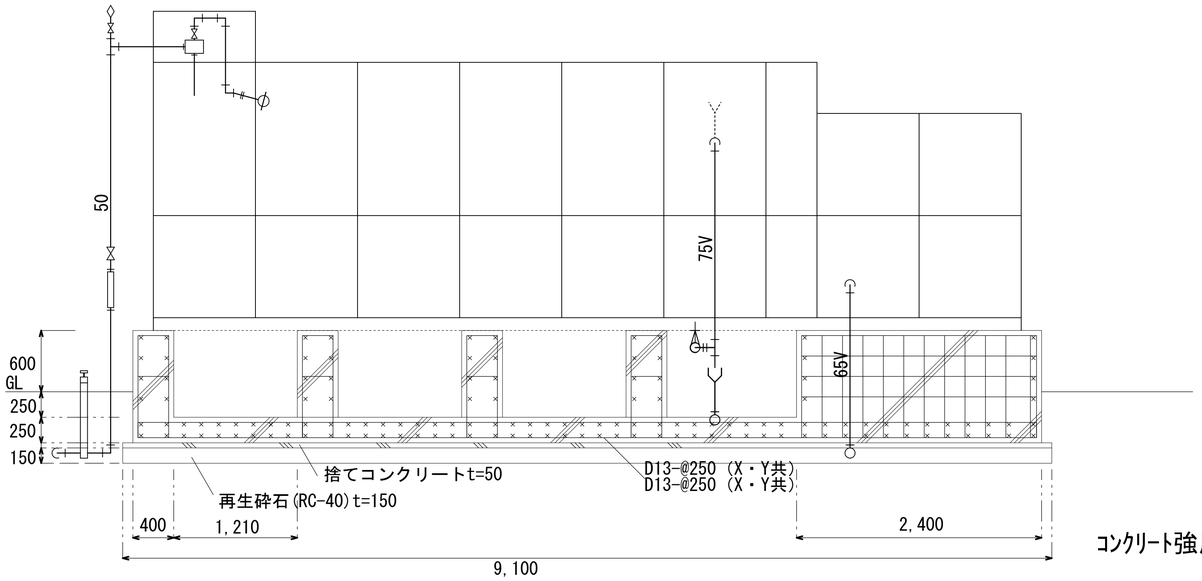

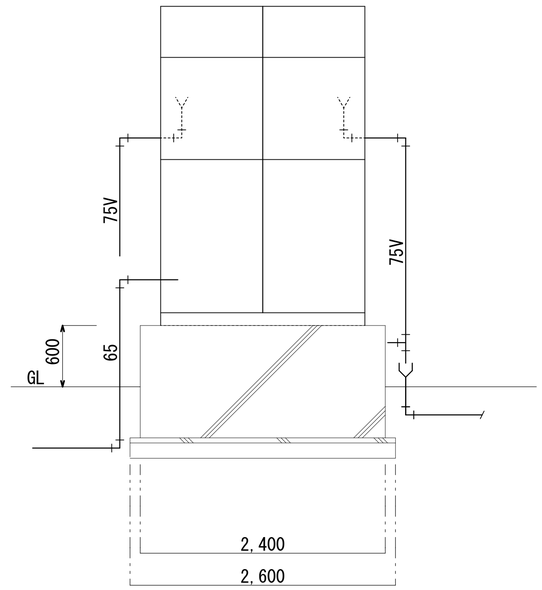

ｺﾝｸﾘｰﾄ強度Ｆｃ＝21Ｎ／ｍｍ2

受水槽廻り詳細図　1/30

修繕名									
盛岡市立本宮小学校校舎安全対策（受水槽等）修繕	（有）大久保建築設計事務所 盛岡市西仙北１丁目19番14号　ＴＥＬ 019－635－7801　ＦＡＸ 019－635－7830	岩手県知事登録　第　496号 一級建築士登録　第77108号 大　久　保　貞　輔	検図	製図	特記	図面内容 受水槽廻り配管図	縮尺 S=1/30	年月日 R5年02月	番号 M-07／　枚の内

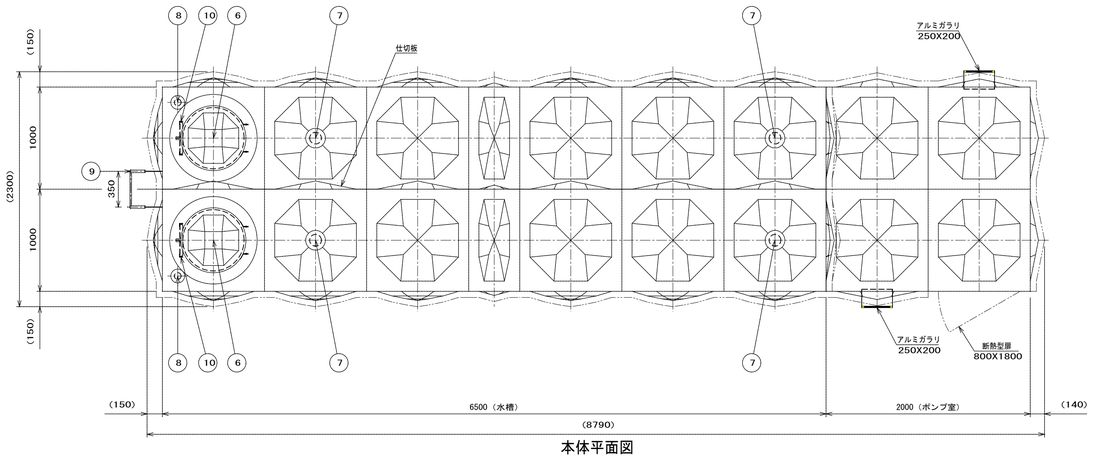

本体平面図

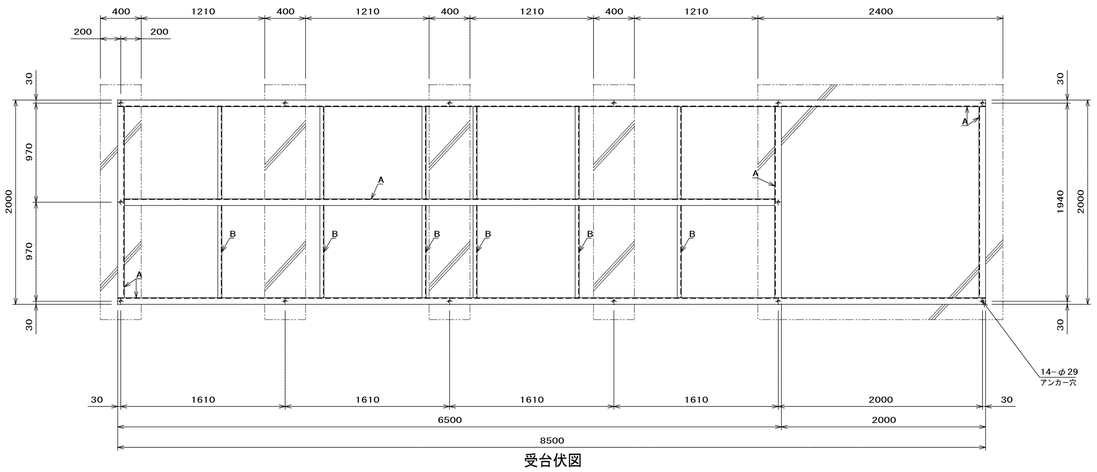

受台伏図

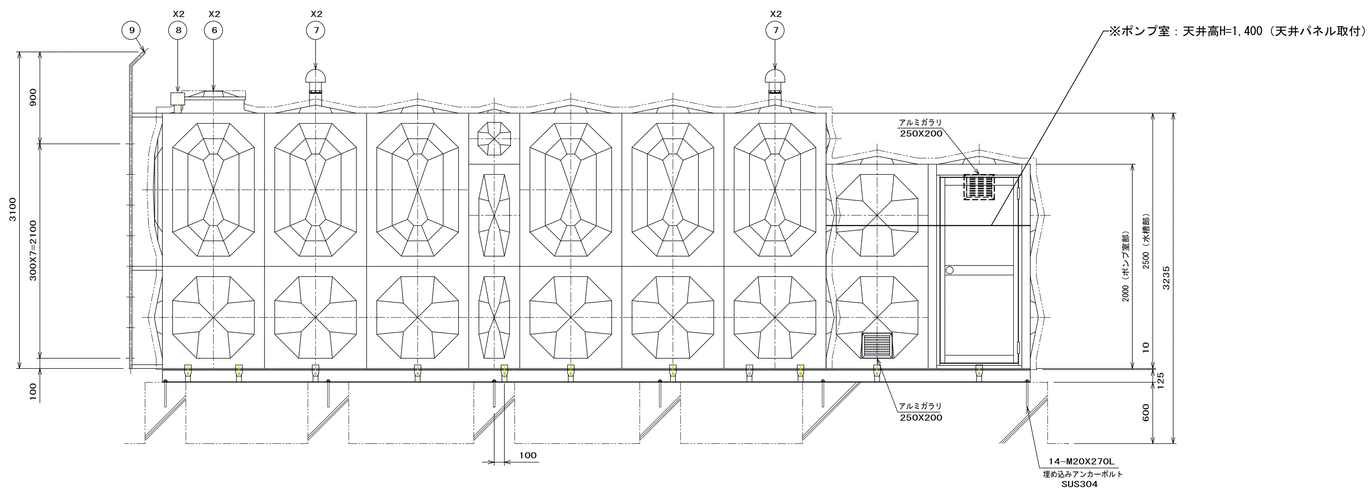

本体立面図

屋外設置

SUS329J4Lの範囲内で液面調整してください

溶接組立形ステンレスパネルタンク仕様

設計水平震度	Kh＝1.5
寸　法	2000 X 8500(6500+P2000) X 2500(P2000)
有効容量	26.0m³
本　体	天井板　t1.5　側板2段　t1.5SUS329J4L
	側板1段　t2.0　底板（ブレス）t2.0　SUS444
	ポンプ室　t1.5　SUS444
受台（架台）	A材　C125X65X6　B材　C75X40X5
	SS400
仕　上	ステンレス溶接部は酸洗い不動態化処理
	SS部は溶融亜鉛メッキ
保　温	発泡ポリスチレン60m/m（全体）
外　装	t0.8アルミパネル
付属品	通気、電極カバー
重　量	本体　2300 kg　受台（架台）　600 kg

品番	名称	材質	寸法	個数	備考
10	内はしご	SUS329J4L	330X300	2	L30X30
9	外はしご	STKM	350X300	1	φ25.4・RB16
8	電極取付用座	SUS316	50A	2	内外ソケット
7	通気口	ABS	100A	4	防虫網付　ソケット付
6	マンホール	SUS329J4L	φ600	2	施錠式　保温付 ご重蓋（樹脂）
5	排水口	SUS304			
4	溢水口	SUS316			
3	給水口	SUS304			
2	揚水口	SUS316			内外ソケット
1	本体	SUS			

※ポンプ室：天井高H=1,400（天井パネル取付）

修繕名						図面内容	縮尺	年月日	番号
盛岡市立本宮小学校校舎安全対策（受水槽等）修繕	（有）大久保建築設計事務所 盛岡市西仙北１丁目19番14号　TEL 019−635−7801　FAX 019−635−7830	岩手県知事登録　第496号 一級建築士登録　第77108号 大久保貞輔	検図	製図	特記	受水槽詳細図	S=1/30	R5年02月	M-08 ／ 枚の内

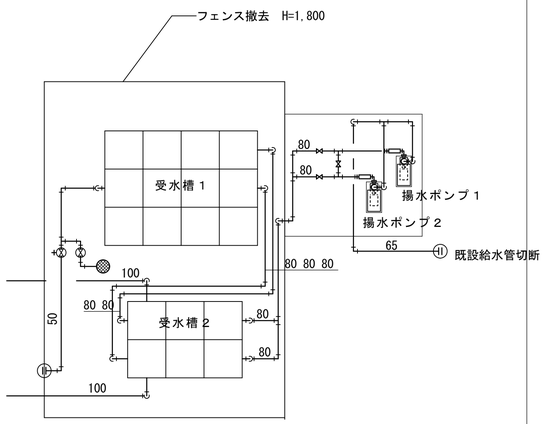

受水槽・ポンプ室詳細図

撤去器具表		数量
受　水　槽　1	ﾊﾟﾈﾙﾀﾝｸ（FRP複合板）	1
	3.0×4.0×2.0H　弁室3.0×1.0×1.0H	
受　水　槽　2	ﾊﾟﾈﾙﾀﾝｸ（FRP複合板）	1
	2.0×3.0×2.0H	
揚水ポンプ１	φ65×360L/min×48.0m×5.5kw	1
	エンジン付、その他付属品一式	
揚水ポンプ２	φ65×360L/min×48.0m×5.5kw	1
	その他付属品一式	

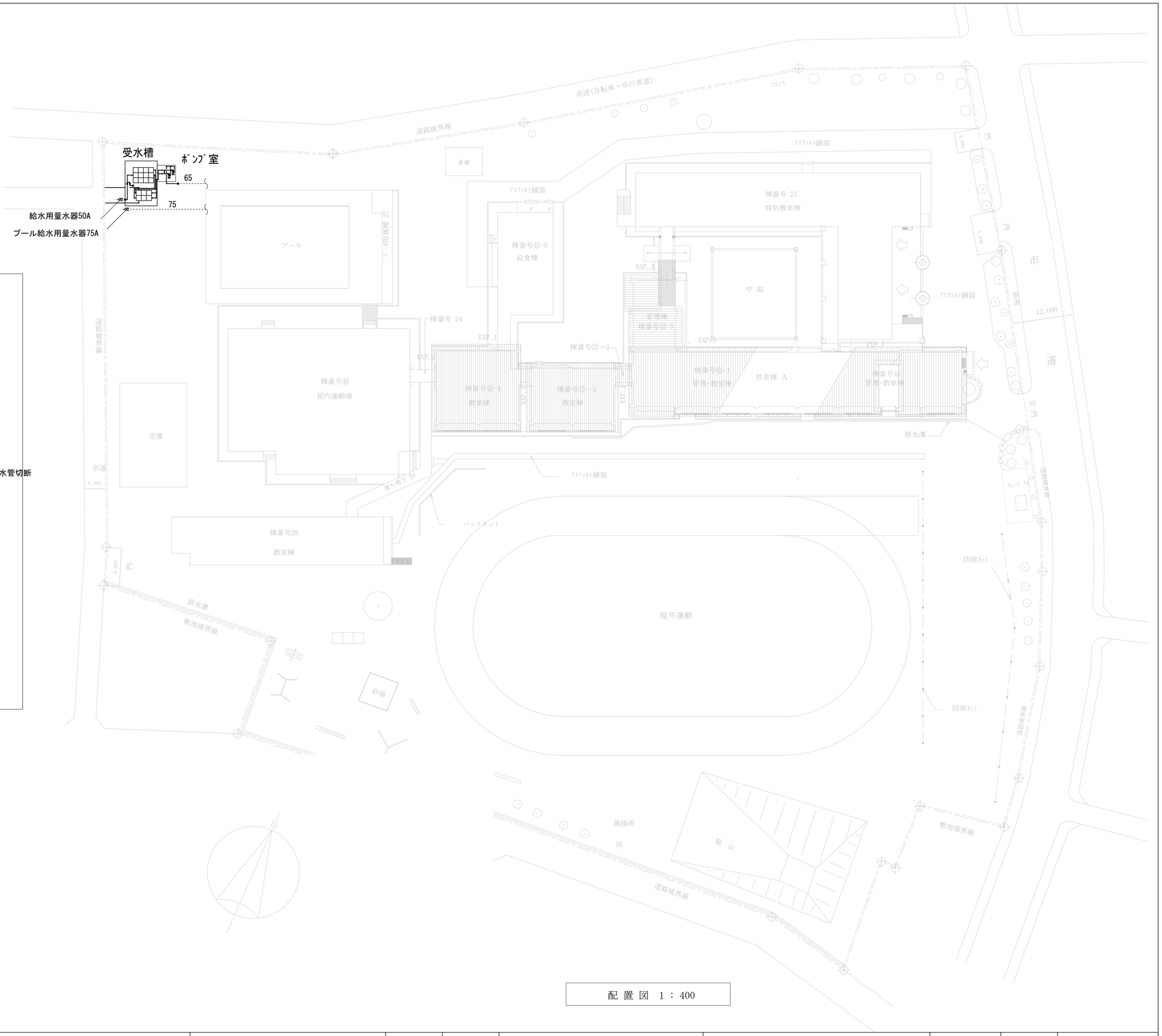

配 置 図　1 : 400

修　繕　名	（有）大久保建築設計事務所	岩手県知事登録　第　496号 一級建築士登録　第77108号 大　久　保　貞　輔	検　図	製　図	特　記	図面内容	縮　尺	年月日	番　号
盛岡市立本宮小学校校舎安全対策（受水槽等）修繕	盛岡市西仙北１丁目19番14号　ＴＥＬ　019－635－7801　ＦＡＸ　019－635－7830					撤去　配置図・案内図・器具表	S=1/400	R5年02月	M-09 ／ 枚の内

付近見取図　NoScale

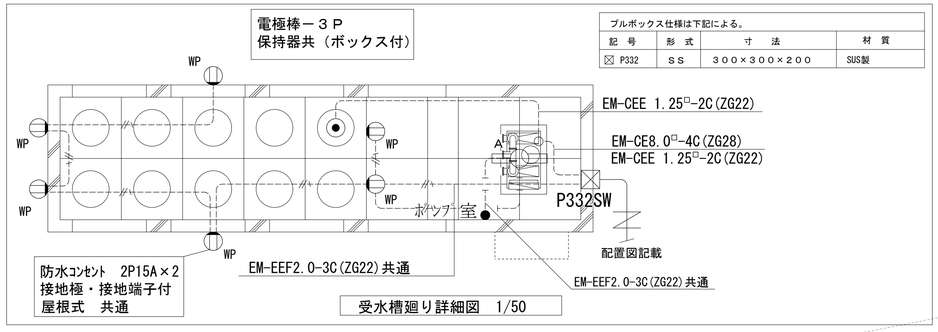

受水槽廻り詳細図　1/50

ブルボックス仕様は下記による。

記号	形式	寸法	材質
⊠ P332	ＳＳ	３００×３００×２００	SUS製

ＬＥＤ灯　直付型

A	ＬＳＳ９－２－３０	２１．８W

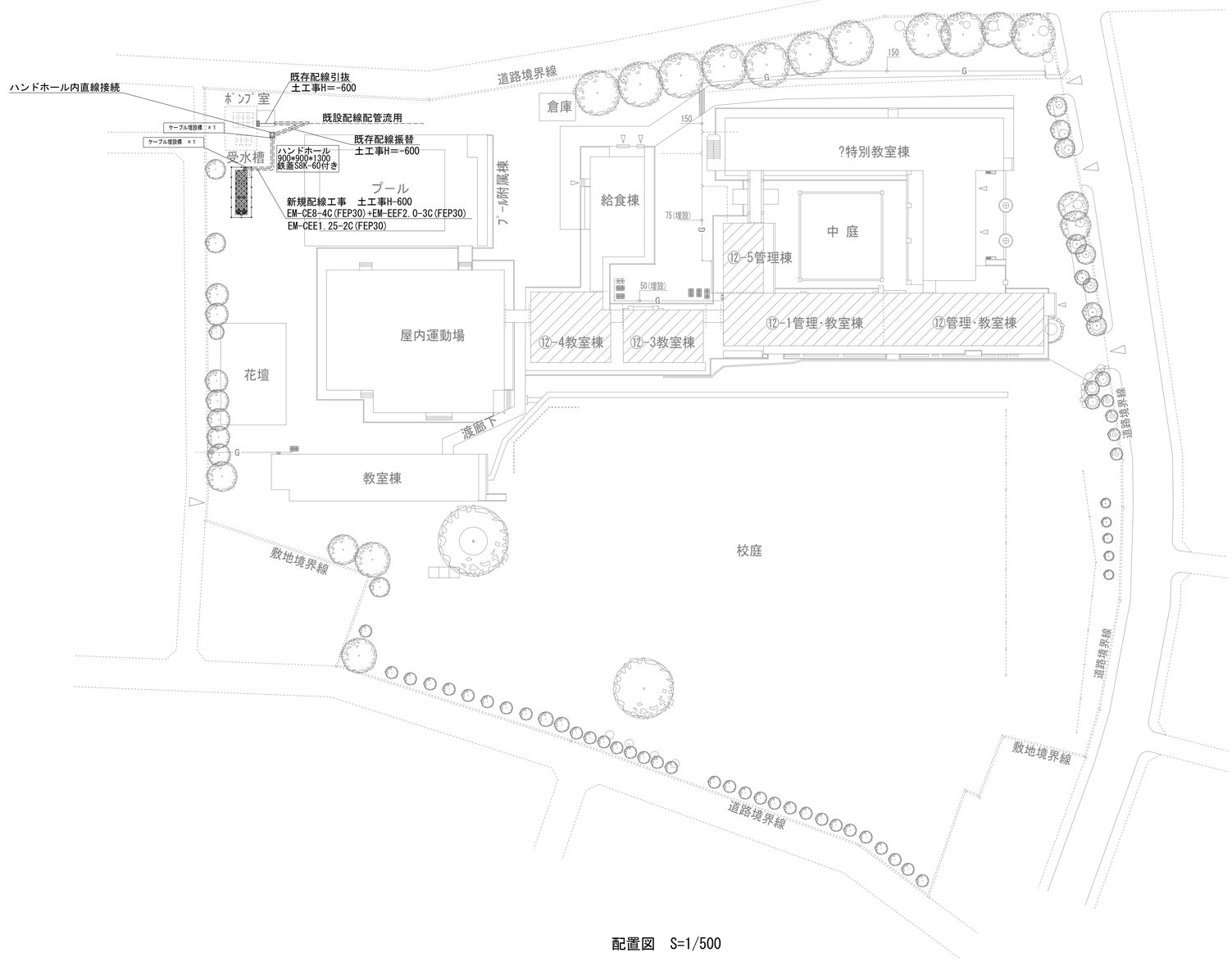

配置図　S=1/500

工事名		岩手県知事登録　第　496号 一級建築士登録　第77108号 大　久　保　貞　輔	検図	製図	特記	図面内容	縮尺	年月日	番号
令和5年盛岡市立本宮小学校校舎安全対策修繕（電気設備）	（有）大久保建築設計事務所 盛岡市西仙北１丁目19番14号　ＴＥＬ　019－635－7801　ＦＡＸ　019－635－7830					受水槽構内配電線路図　配置図・見取図	S=1/500	R5.02	E-03 ／ 枚の内